

2023年9月28日

各位

会社名 ファーストブラザーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉原 知紀
(コード番号: 3454 東証プライム)
問合せ先 取締役経営企画室長 堀田 佳延
(TEL. 03-5219-5370)

**プライム市場の上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況(変更)
並びにスタンダード市場への選択申請及び適合状況について**

当社は、2021年12月24日に「新市場区分「プライム市場」選択申請および上場維持基準の適合に向けた計画書提出のお知らせ」を開示し、その進捗状況を2023年2月17日に「(プライム市場の)上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況について」において開示しております。

2023年4月1日施行の株式会社東京証券取引所(以下、「東証」といいます。)の規則改正を受け、本日の取締役会でスタンダード市場への選択申請を決議するとともに、申請いたしました。なお、スタンダード市場の選択理由及びスタンダード市場の上場維持基準への適合状況については、下記のとおりです。

記

1. 市場選択におけるこれまでの経緯及び理由

今般、当社がスタンダード市場を再選択する理由は、当初プライム市場を選択した経緯及び理由並びに後述「2. 当社のプライム市場の上場維持基準の適合状況の推移及び計画期間」を踏まえ、以下のとおりです。

(1) 当初プライム市場を選択した経緯及び理由

当社は、2022年4月の東証市場区分の見直しに際し、プライム市場またはスタンダード市場のいずれを選択するかの検討過程において、①プライム市場の企業に求められる情報開示ルールやガバナンス体制が比較的少人数による事業展開を志向する当社グループの文化・社風に照らし合わせるとそぐわない可能性があることからスタンダード市場を選択すべきであるとの意見があった、②一方で、当社グループの主要事業は資金調達を積極的に活用するビジネスであり選択する市場の違いがどのような影響を及ぼすかについての予測がその当時は困難であり、市場第一部からスタンダード市場へ移行することによるデメリットが払拭できないなか、③プライム市場の上場維持基準の適合に向けた計画(以下、「当初計画」といい、当初計画を記載した計画書を「当初計画書」といいます。)を遂行することで上場維持基準充足が実現可能と判断できる以上、プライム市場を選択しない積極的な理由が見当たらず、当初計画書を提出の上、プライム市場を選択しました。

(2) スタンダード市場を選択する理由

2023年4月1日施行の東証の規則改正により経過措置の終了時期の明確化等、経過措置の内容について見直しがあったことを契機に、再度、当初当社グループがプライム市場を選択した理由に立ち戻って議論を行い、①上場市場の違いによる金融機関等からの評価に差異がなく当社ビジネスへの影響がないことを確認できたなかで、②そうであれば当初の議論に立ち戻り、引き続き当初計画に基づく企業価値向上のための事業を推進しつつも、当社グループの事業内容や文化・社風に合っているスタンダード市場がより相応しいとの考えに至り、今般、スタンダード市場への選択申請を決議いたしました。

2. 当社のプライム市場の上場維持基準の適合状況の推移及び計画期間

当社の2022年11月30日時点におけるプライム市場の上場維持基準への適合状況について、2023年2月17日付けで「(プライム市場の) 上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況について」として開示しておりますが、その推移を含め、下表(再掲)のとおりとなっております。

	審査基準日	流通株式数	流通株式 時価総額	流通株式 比率	1日平均 売買代金
当社の適合状況 及びその推移	2021年6月30日時点 ^{※1}	38,339 単位	38.6 億円	26.5%	0.38 億円
	2022年11月30日時点 ^{※1}	38,699 単位	33.3 億円	26.7%	—
	2022年12月31日時点 ^{※2}	—	—	—	0.23 億円
上場維持基準		20,000 単位	100 億円	35.0%	0.2 億円
各上場維持基準に対する 直近審査基準日時点の適合状況		適合	不適合	不適合	適合
当初の計画書に記載した計画期間			2026年 11月末	2026年 11月末	

※1 各基準日時点の適合状況は、東証が基準日時点で把握している当社の株券等の分布状況等を基に算出を行ったものです。

※2 2022年12月31日時点における1日平均売買代金の適合状況は、2023年1月11日に東証から上場維持基準への適合状況(売買代金基準)として通知を受けたものです。

3. スタンダード市場の上場維持基準への適合状況

なお、2022年11月30日時点におけるプライム市場の上場維持基準に適合していなかった流通株式時価総額及び流通株式比率について、スタンダード市場の上場維持基準へ適合状況は下表のとおりであり、スタンダード市場の全ての上場維持基準に適合しております。

今後、上場維持基準の各項目の判定基準日時点において、スタンダード市場の上場基準の全てに適合している場合には「(スタンダード市場の) 上場維持基準の適合に向けた計画書」の開示の必要はなくなりますので、適合計画書の進捗状況は開示いたしません。

	株主数	流通株式数	流通株式 時価総額	流通株式 比率	純資産 の額
当社の適合状況 (2022年11月末時点)	4,771 人	38,699 単位	33.3 億円	26.7%	215 億円
スタンダード市場の 上場維持基準	400 人	2,000 単位	10 億円	25.0%	純資産の額 が正

※1 各基準日時点の適合状況は、東証が基準日時点で把握している当社の株券等の分布状況等を基に算出を行ったものです。

※2 純資産の額については、2022年11月末を基準に当社が算出を行ったものです。

※3 月平均売買高については、2022年12月から2023年5月までの売買高合計を6(ヵ月)で除した当社の試算において、スタンダード市場の上場維持基準である10単位以上であり、基準に適合しております。

4. スタンダード市場への移行予定日

スタンダード市場への移行予定日は2023年10月20日となります。この日以降、当社株式の取引はスタンダード市場に移行し、同市場で取引が継続されます。

以上